

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】パワハラ自殺訴訟、認定根拠は手帳 上司の数々の発言書き記す

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は、11月29日の福井新聞の記事をご紹介します。（以下、記事より抜粋）

消火器販売などの「暁産業」（福井県福井市）に勤めていた男性社員＝当時（19）＝が自殺したのは上司の暴言によるパワーハラスメント（パワハラ）が原因として、男性の父親が会社と当時の上司2人に対し、慰謝料など約1億1100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決言い渡しが28日、福井地裁であった。樋口英明裁判官は「典型的なパワハラ」として、同社と直属の上司に対し約7200万円の支払いを命じた。管理職の上司に対する請求は棄却した。

原告側代理人によると、自殺の原因をパワハラと訴えた訴訟は県内で例はなく、未成年に対する認定は「全国でもおそらく初めて」としている。

樋口裁判官は判決理由で、男性がメモに残した直属の上司の暴言について「仕事上のミスに対する叱責（しっせき）の域を超え、男性の人格を否定、威迫するもの」と認定。さらに自殺した本人の過失はない、として賠償額の過失相殺をしなかった。

会社についても、直属の上司に対する管理責任を認めた。管理職の上司については「パワハラの実態を把握するのは困難」として責任は問えないとした。

判決文などによると、男性は2010年4月に正社員として入社。直属の上司から「死んでしまえばいい」「辞めればいい」などと言葉によるパワハラを受け、同年12月に自殺した。福井労基署は12年7月、男性は上司からのパワハラが原因で自殺したとして労災認定した。

（中略）

「学ぶ気持ちはあるのか、いつまで新入気分」「毎日同じことを言う身にもなれ」「今日使った無駄な時間を返してくれ」「いつまでも甘甘、学生気分はさっさと捨てろ」（原文ママ）一。判決の「典型的なパワハラ」の根拠となったのは、自殺した男性が手帳に記した、上司の発言23カ所だった。

この手帳には、上司の指導の一環で、注意を受けたことなどが書き記されていたという。

判決で、数々の言葉は高卒新入社員の男性への心理的負担は「極めて強度である」と認めた。原告代理人は「言葉をもとに具体的に取り上げた認定は珍しい。今後、同様の発言をすればパワハラになるという指標になるのではないかと話した。

全国では、昨年6月の仙台地裁判決、今月の東京地裁判決で自殺原因が、会社や上司のパワハラと認定されている。原告代理人は「パワハラをしたら個人も責任を負う時代にきている」とした。

（以下、略）

パワハラをめぐる裁判例が昨今は増加しています。今回の裁判では、パワハラを繰り返していた上司の責任と会社の管理責任が認められ高額な損害賠償が認められました。亡くなられた男性が残していたメモが判断材料になると認められた点や、メモに残されていたパワハラワードにも注目すべきところで、記事にあるように今後はそこに書かれている言葉がパワハラワードとしての目安になるでしょう。